

(4) 手数料の改定について

手数料は、住民票の発行など特定の者に提供するサービスについてそのサービスに要する費用を負担してもらいものであり、すべての手数料について統一的な基準に基づき見直します。

(5) 委員報酬について

委員報酬についても、町長等と同様に第三者で組織する松前町特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、毎年検討します。

(6) 高齢者施策について

高齢者の意向及び福祉の動向を踏まえ、高齢者の健康づくり、とりわけ介護予防に重点を置いた事業を実施します。

(7) 職員数について

職員数の適正化目標を定める定員適正化計画に基づき、更に削減します。

5 推進期間

平成17年度から平成19年度までの3年間とします。

6 具体的な取組み事項

第5次行政改革大綱の実施計画に位置づけ、具体的に取り組む事項は次のとおりです。



○ 新市街地形成ゾーンの計画的整備

まちの活性化と新たな収入源を確保するため、役場東から国道56号までの地域に大型商業施設の立地を促進します。

○ 公聴機能の充実強化

公聴のあり方、新たな手法等について検討し、更に住民ニーズに基づいたまちづくりを推進します。

○ 公の施設管理方法の検討

福祉センター、文化センターなどの町の施設の管理・運営方法について、地方自治法の改正に伴い導入された指定管理者制

度の導入について検討します。

○ 町立保育所の運営方法の検討

保護者の要望への柔軟な対応、臨時保育士率の改善等の観点から保育所のあり方を含め検討します。

○ 町税等の収納率の向上

滞納者の実情に応じ、誠意のない者などに対しては法的措置を念頭に滞納対策を実施します。特に町税については、「愛媛地方税滞納整理機構」を設立し、徴収の強化を図ります。

○ ごみ減量化の推進

ごみの減量化、リサイクルの推進及び負担の公平性を図るため、可燃ごみの有料化について検討します。

○ 組織・機構の見直し

多様化する住民ニーズ、地方分権への対応と職員の削減を両立させるため、少数精鋭による弾力的で効率的な組織・機構について検討します。

○ 職員数の削減

職員数は、平成12年度と平成15年度を比較すると13人削減していますが、更に職員数の削減を図るため、一般事務職員は退



職者の半数の採用とし、平成16年度から平成20年度までの5年間で10人程度の削減を図ります。

※ 第5次行政改革大綱の本文及び実施計画は、松前町ホームページに掲載しています。
<http://www.town.masaki.ehime.jp/>

問い合わせ

役場企画財政課 行政改革推進班 ☎985-4101